

島根県報

号外第九五号
平成十五年七月二十五日
(金曜日)

公安告示

警備員指導教育責任者講習の実施

目次

公安委員会告示

島根県公安委員会告示第79号

警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の3第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第1条の規定により告示する。

平成15年 7月25日

島根県公安委員長 森 崎 禎 章

1 警備員指導教育責任者講習の期間、時間及び場所

- (1) 講習期間
平成15年 9月10日（水）から 9月18日（木）まで（土・日曜日、振替休日は除く。）の 6日間

(2) 講習時間

毎日午前 9時から午後 5時まで

(3) 実施場所

松江市黒田町426番地

パレスナイ まがたま（電話 0852-22-2054）

2 受講定員及び受講対象者

- (1) 受講定員
40名
- (2) 受講対象者

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第1条の2に規定する次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定に合格した者

ウ 検定規則第1条第2項に規定する2級の検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上警備業務に従事している者

3 受講手続きに関する事項

- (1) 受講申込書の受付期間

平成15年 8月11日（火）から 8月22日（金）まで（土・日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

但し、定員に達した時点で受付を締め切る。

- (2) 受講申込書の提出先及び提出方法

ア 提出先

島根県内の最寄りの警察署に提出すること。

イ 提出方法

本人又は代理人が、受講申込書を提出先に持参すること。

但し、県外居住者については、事前に警察本部生活安全企画課に電話連絡のうえで郵送も可とする。

- (3) 受講申込に必要な書面

ア 警備員指導教育責任者受講申込書2通（6ヶ月以内に撮影した受講申込者の無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼付したもの）

イ 添付書類

ウ 前記2の2アに該当する者

警備業務に従事していたことを証明する警備業者等作成に係る書面 (以下「警備業務従事証明書」という。) 及び履歴書

(4) 前記2の(2)イに該当する者

検定規則第1条第2項に規定する1級検定に係る合格証の写し

(5) 前記2の(2)ウに該当する者

検定規則第1条第2項に規定する2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

(4) 受講手数料の納入方法

講習初日の受付時 (9月10日 (水) 午前8時30分から午前9時までの間) に、手数料納付書に記名押印のうえ、受講手数料37,000円相当額の島根県収入証紙を貼付して納入すること。

なお、講習会場では、島根県収入証紙を発売できないので、事前に購入する等準備をしておくこと。

4 その他講習の実施に関し必要な事項

(1) 講習の委託先

松江市殿町2番地 島根県庁第2分庁舎内
社団法人 島根県警備業協会 (電話 0852-31-6110)

(2) 講習内容に、救急法、護身術等実技講習があるので、実技のできるトレーニングウェアを準備しておくこと。

(3) 本講習についての問い合わせは、

松江市殿町8番地1 島根県警察本部生活安全全部生活安全企画課 (電話 0852-26-0110・内線3495) 又は最寄りの警察署に行うこと。